

教育用語辞典

「教育用語辞典」第11回目です。今回は二択問題としました。わかっているようで、あらためて問われると悩んでしまうのでは？
どうぞ楽しみながらご確認ください。

【食育】

レベル★

「しょくいく」

近年の食生活の乱れや肥満傾向などの、子どもたちの健康を取り巻く問題の深刻化をうけて、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい「A食習慣 Bマナー」を身につけさせることを目的として行われる教育。

平成17年に「A食育推進基本法 B食育基本法」が制定され、学校においても積極的に取り組んでいくことが重要となってきた。

【発達障害】

レベル★★★

「はったつしょうがい」

平成16年に制定された「発達障害者支援法」には、「第二条 この法律において『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とある。発達障害のうち、「A知的障害 B行動障害」を伴わないものを、特に軽度発達障害とすることがある。いずれも、その症状は様々であり、ひとりひとりをよく理解することが大切である。

【セルフ・エスティーム】

「せるふ・えすていむ」 レベル★★★

「セルフ・エスティーム (self-esteem)」は、「A自己評価感 B自尊感情」とも言われ、「自分をかけがえない存在と考える感情」「自分自身を基本的に価値あるものとする感覚」「自己有用感、自己肯定感」のことである。

自分自身を価値あるものとして評価し信頼することによって、人は積極的、意欲的に経験を積み重ねることができ、自己に対して「A受容的 B能動的」でありうる。人間が外界や他者と関わっていく主体となるための大切な感覚である。



文 | 山中伸之 (栃木県小山市立旭小学校) イラスト | 吉田朋子

【解答】食育】 A B

【発達障害】 A

【セルフ・エスティーム】 B A

※平成16年、旧「発達障害」の「軽度発達障害」の表記は、その意味の範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当該用語の原則として使用しない」との通知がであり、表記が一部不適切であったことを深くお詫言ひ申し上げます。